

▶ 1.運転資格

▶ (1) 構内荷役・走行

車両	車両区分	資格
フォークリフト	最大荷重1t未満	フォークリフト運転特別教育修了者 またはフォークリフト運転技能講習修了証
	最大荷重1t以上	フォークリフト運転技能講習修了証
ショベルローダ等	最大荷重1t未満	ショベルローダ等運転特別教育修了者 またはショベルローダ等運転技能講習修了証
	最大荷重1t以上	ショベルローダ等運転技能講習修了証
車両系建設機械	機体重量(※1)3t未満	小型車両系建設機械運転特別教育修了者 または車両系建設機械運転技能講習修了証
	機体重量(※1)3t以上	車両系建設機械運転技能講習修了証

(※1)機体重量

車両系建設機械から、作業装置(油圧ショベルなら、ブーム、アーム、ケットすべて)を取り外して燃料、作動油、潤滑油、冷却水などが入っていない質量、乾燥質量ともいう。

▶ (2) 公道走行(ナンバープレートの取付が必要)

車両	車両区分	資格
特殊自動車	小型特殊自動車(※2)	小型特殊免許、二輪～大型免許 または大型特殊免許
	新小型特殊自動車(※3) 大型特殊自動車(※4)	大型特殊免許

(※2)小型特殊自動車

ショベルローダやフォークリフトなど特殊な構造の自動車及び農耕作業用自動車で、次の条件を満たすもの。

- 全長4.7m以下
- 全幅1.7m以下
- 全高:ヘッドガード高さ2.8m以下でヘッドガードを除いた部分は2.0m以下
- 最高速度15km/h以下(農耕作業用は35km/h未満)
- 総排気量 制限なし

(※3)新小型特殊自動車(公道を走る場合は大型特殊免許が必要)

ショベルローダやフォークリフトなど特殊な構造の自動車及び農耕作業用自動車で、次の条件を満たすもの。

- 全長4.7m以下
- 全幅1.7m以下
- **全高2.8m以下**(農耕作業用は制限なし)
- 最高速度15km/h以下(農耕作業用は35km/h未満)
- 総排気量 制限なし

(※4)大型特殊自動車

カタビラを有する自動車やショベルローダ・フォークリフトなど特殊な構造の自動車及び農耕作業用自動車で、小型特殊自動車以外のもの。

▶ (3) 公道荷役・走行(ナンバープレートの取付が必要)

- 荷を積んでの走行および荷役作業は出来ません。
- 荷役運搬作業を行う場合は所轄警察署の許可が必要です。この場合は構内および公道の両方の運転資格が必要です。

» 2. ナンバープレート、車検、税金、保険

▶ 特殊自動車

車両区分	プレート	車検	税金	保険
小型特殊自動車 新小型特殊自動車	市町村役場発行の課税標識 (公道を走行しなくても必要) ※緑色のプレート	不要	軽自動車税	自動車強制賠償保険 (公道を走行する車両は必要。走行しない車両は任意)
大型特殊自動車	陸運局発行の登録番号票 (公道走行時のみ) ※9ナンバーのプレート	ナンバープレート取付車のみ必要	固定資産税	同上

» 3. 各運転資格で運転できる車両

運転資格	運転できる車両
フォークリフト運転技能講習修了証	フォークリフト、トップリフター
フォークリフト運転特別教育修了者	最大荷重1t未満の上記車両
ショベルローダ等運転技能講習修了証	ショベルローダ、フォークローダ、リーチスタッカ
ショベルローダ等運転特別教育修了者	最大荷重1t未満の上記車両
車両系建設機械運転技能講習修了証	ホイールローダ、スキッドステアローダ
小型車両系建設機械運転特別教育修了者	機体重量3t未満の上記車両
ストラドルキャリア運転業務教育修了者	コンテナキャリア、ストラドルキャリア

» 4. 法定点検・検査

該当車両	作業開始前点検	1ヶ月検査	1ヵ年検査	特定自主検査(※5)
フォークリフト	○	○	○	○
ショベルローダ等	○	○	○	
ストラドルキャリア	○	○	○	
車両系建設機械	○	○	○	○

(※5) 特定自主検査

資格を持った検査者が実施する検査で、フォークリフト、車両系建設機械は1ヵ年検査が特定自主検査になります。点検・検査で異常が認められた場合は、直ちに補修しなければなりません。